

令和7年度加美町農業委員会
第4回定例総会議事録

令和7年7月25日（金）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和7年度第4回定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年7月25日(金)午後3時30分～午後3時54分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員4名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	3番	坂 上 昌 哉
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
〃	13番	澁 谷 涼 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		佐 藤 繁
〃		今 野 真 優

4 欠席委員(1名)

農地利用最適化推進委員 長 沼 一 弥

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第7号	非農地証明書及び現況証明書の交付について
日程第5	報告第8号	農地転用許可後の事業実施状況報告について
日程第6	議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第8号	農地法第4条の規定による許可申請について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐藤 登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐藤 美智子
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠山 明大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第4回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後3時30分 開会〉

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和7年度 加美町農業委員会 第4回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員4名です。長沼一弥推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、9番 高橋秀生委員、10番 青砥美恵子委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第7号 非農地証明書及び現況証明書の交付について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第7号 非農地証明書及び現況証明書の交付について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第7号、非農地証明書及び現況証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願及び現況証明願があり、現地調査等による審査の結果、証明書を交付したので報告いたします。
令和7年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の非農地証明願は1件、現況証明願は1件でございます。

非農地証明

報告書番号1

昭和48年8月に転用許可を受け住宅を建設し宅地として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

現況証明

報告書番号2

平成16年8月に転用許可を受け堆肥舎を建設し利用していたが、平成21年に畜産業を廃業したため堆肥舎が不要となった。堆肥舎を解体した後は畑として利用しており再度農地として認めてほしいとのこと。

[議案書に記載のとおり上記2件の証明書交付について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第7号を終了いたします。

日程第5 報告第8号 農地転用許可後の事業実施状況報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第8号 農地転用許可後の事業実施状況報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第8号 農地転用許可後の事業実施状況報告について。このことについて、別紙のとおり事業実施状況報告書の提出があったので報告いたします。

令和7年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地転用許可後の事業実施状況報告は1件でございます。

こちらは工事完了の報告があった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告することを条件として許可しているもので、資材置場等については令和6年7月1日より、この条件を附すよう農林水産省から通達があったものです。

〔議案書に記載のとおり1件の事業実施状況報告について説明〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第8号を終了いたします。

日程第6 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。

〔 議案書に記載のとおり全6件の許可申請について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について6番 鈴木英明委員お願いします。

*6番（鈴木英明委員） 申請地は、広原小学校の裏を耳取方面に向かうとお寺がございまして、その西側に位置しております。お寺周辺は大崎市古川との境であり、今回の申請地は大崎市と加美町にまたがっているため、大崎市分は既に申請し許可済みとのことでした。譲渡人譲受人双方へ電話にて聴き取りを行ったところ、以前から譲受人が家畜用とうもろこしを耕作しており、譲渡人の離農をきっかけに売買のお話があったようです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号2番について9番 高橋秀生委員をお願いします。

*9番（高橋秀生委員） 譲渡人のお二人は兄妹で、父親から譲り受けた農地を草刈り等で保全管理しておりました。譲受人は、空き家バンクを通して今回の申請地に隣接した居宅を購入し、入居後は畑として利用していく予定だそうです。聴き取り調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号3番について8番 山本成委員をお願いします。

*8番（山本成委員） 令和7年7月16日、申請者へ聴き取り調査を行いました。申請地は譲受人自宅の西隣に位置しており、過去の相続で分割された農地です。現在譲渡人側にこの農地を耕作できる方はおらず、また農地法の下限面積要件がなくなったため、今回の申請に至ったということでした。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号4番から6番について11番 猪股弘委員をお願いします。

*11番（猪股弘委員） 譲渡人は体調不良をきっかけに離農し、6月に県外の娘さんのところへ転居されました。譲受人3名が譲り受ける農地は、場所によって耕作条件が違うため、売買価格もそれぞれに設定されております。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、15番 杉村委員。

*15番（杉村昭宏委員） 申請番号2番についてお伺いします。空き家バンクを通して居宅を購入されたということですが、こちらは空き家に附随する農地なのでしょうか。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 今回は空き家に附随する農地です。尚、以前は農地法3条の例外規定に下限面積が設けられ、農地バンクが定める空き家に附随する農地は、1a以上のものであれば購入できることとなっておりました。その後、5反歩要件が撤廃されたことによって3条の下限面積要件もなくなり、どのような面積の農地でも購入できるようになっております。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地は既に農地ではなくなっているため始末書の提出があります。農地を農地以外のものにするためには農地法による許可が必要とは知らずに、造園業者に庭を整備するよう依頼をしてしまったと7月15日の現地調査時に申請人から謝罪がありました。

申請地は加美町役場の北東約600mに位置し、街区の面積に占める宅地面積割合が40%を超えていることから、第3種農地と判断いたしました。

[議案書に記載のとおり以上1件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、9番 高橋秀生委員お願いします。

*9番（高橋秀生委員） 申請地に用排水施設はなく、西側と南側にL型擁壁が設置されておりました。擁壁と隣接する畑の境部分に、若干土砂流出の懸念がございましたので、土嚢を置くよう指導しております。総合判断により許可相当と判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和7年度加美町農業委員会 第4回定例総会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

〈午後3時54分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和7年7月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 高 橋 秀 生

署名委員 青 砥 美 恵 子